

資料4

京都市の民泊等に対するこれまでの取組



○ 京都市の民泊等に対するこれまでの取組



- 「民泊」対策プロジェクトチームの設置（平成27年12月1日～）
- 京都市民泊施設実態調査の実施（平成28年5月9日）
- 「民泊通報・相談窓口」の設置（平成28年7月13日～）
- 「京都市宿泊施設拡充・誘致方針」の策定（平成28年10月31日）
- 「京都市旅館業施設における安心安全及び地域の生活環境との調和の確保に関する指導要綱」の策定
（平成28年12月1日から実施）
- 「民泊」対策に特化した専門チーム（18名）の設置（平成29年4月1日～）
- 違法な「民泊」施設の適正化指導の強化に向けた民間委託による調査の開始（平成29年6月～）
- 京都市内の分譲マンション管理組合約1,700に民泊に関する管理規約の見直しを周知（平成29年8月）
- 「京都市にふさわしい民泊の在り方検討会議」の開催（平成29年9月～）

○ 京都市宿泊税条例の議会における審議（平成29年9月）

民泊も課税対象とした宿泊税を創設するための条例案を議会にて審議。

○ 「民泊」対策専門チームに2名の増員及び条例制定や新法の施行に向け、4名を新たに配置するなどの体制強化（平成29年10月）

平成29年10月1日から、違法民泊の指導を行う担当として新たに2名の人員を増員し20名とするとともに、住宅宿泊事業法に係る条例の制定を行うため、4名を新たに配置するなど体制を強化。

○ 京都市内の分譲マンション管理組合約1,700に民泊に関する管理規約の見直しに係る2回目の周知（平成29年10月）

住宅宿泊事業法の施行に向け、京都市内の分譲マンション管理組合約1,700に対し、2回目となる管理規約の見直しに係る周知を行うと共に、管理組合に対して、民泊に関するアンケート調査の実施。

○ 京都市京町家の保全及び継承に関する条例の議会における審議（平成29年10月）

京町家の保全及び継承に関し、その基本理念や関係者の責務・役割、その他必要な事項を定めるための条例を議会にて審議。